

☎ 建築住宅課指導係 (☎内線 1255・1256・1257)

道路沿いの危険なブロック塀などの 撤去費用の一部を補助します

安中市危険ブロック塀等撤去費補助金のご案内

道路沿いの危険なブロック塀などを市内の業者に依頼して撤去する費用の一部を補助する事業を実施します。

この事業は、その目的を早期に達成するため事業の実施期間を令和3年度から5年度までの3年間に限定して集中的に実施する計画で、今年度はその2年目になります。この機会に、ご自身が所有するブロック塀などの自己点検を再度、実施してください。

詳細については、窓口などで相談してください。また、市ホームページに詳細を掲載しています。



補助対象者▼

- ・危険ブロック塀などの所有者(相続人を含む)
- ・市税などを滞納していない人

補助対象のブロック塀など▼

- ・次のいずれにも該当するブロック塀など
- ・個人が所有するもの(法人が所有する場合は対象外)

- ・補強コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀および門柱(下部に設置された基礎を含む)
- ・道路に沿って設置されているもの

- ・道路から上端までの高さが0.8m以上のもの
- ・擁壁などの上に築造されている場合は、当該擁壁などを含む高さ)

- ・道路からの距離が、ブロック塀などの高さ以内に設置されているもの

- ・「ブロック塀の点検のチェックポイント」の点検の項目で不適合があるもの(下記参照)

- ・公共事業などの補償の対象ではないもの

- ・市の他の制度による補助金の交付の対象ではないもの

- ・交付申請の時点で現に存在しているもの

- ・※交付申請の時点で着工または完了している工事は対象外です

- ・補助対象工事(対象となる工事)▼

- ・次のいずれにも該当する工事
- ・道路に沿った危険ブロック塀などを撤去する工事

- ・市内業者に発注して実施する工事
- ・市内業者とは、市内に本店または支店の事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業者となります

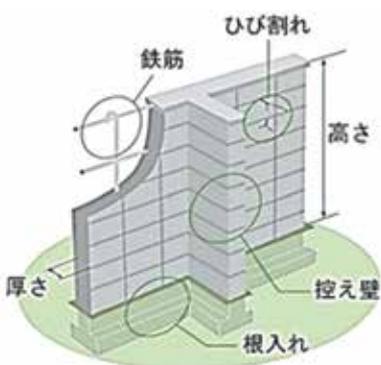
- ・令和5年3月31日(金)までに撤去工事を完了して完了報告ができるもの

- ・補助金額▼
- ・補助対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て)
- ・限度額 次の①または②のうち低い額
- ①5万円
- ②危険ブロック塀などを撤去する長さの合計に1mあたり1万円を乗じた額
- 募集件数▼50件
- (1件あたり補助金が5万円の場合)

- ・補助金交付までの手順
- 撤去工事着手前に
- 交付申請をしてください
- ①交付申請
- 交付申請受付開始日: 4月1日(金)
- ②申請書類配布場所: ☒ 建築住宅課 ☒ 土木課工務2係
- 時間: 午前8時30分〜午後5時15分
- (土日・祝日、年末年始を除く)
- 申請受付場所: ☒ 建築住宅課
- 申請の受付は、☒のみ
- ※申請の受付は、☒のみ
- 時間: 午前8時30分〜午後5時15分
- (土日・祝日、年末年始を除く)
- ・申請の際は、交付申請書に所定の書類を添えて申請をしてください
- ※交付決定後、撤去工事に着手してください
- ②完了報告
- 工事完了報告提出期限: 令和5年3月31日(金)
- 受付場所: ☒ 建築住宅課
- ・補助対象工事の完了後、完了報告書に所定の書類を添えて報告してください
- ・書類審査後、補助金を交付します

ブロック塀の点検のチェックポイント

(建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付け国住指第1130号)より抜粋)



外観	1	塀の高さは地盤から2.2m以下か。
	2	塀の厚さは10cm以上か。 (塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
	3	塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。 (※塀の高さが1.2m超の場合)
	4	コンクリートの基礎があるか。
	5	塀に傾き、ひび割れはないか。
内部	6	塀に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、鉄筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
	7	基礎の根入れ深さは30cm以上か。(※塀の高さが1.2m超の場合)